

保護者 様

丹波山村立丹波中学校
校長 出羽 勝頼
(公 印 省 略)

インフルエンザによる出席停止について

お子さまがインフルエンザに感染したとの報告を受けましたので、学校保健安全法 19 条により出席停止の扱いとなります。家庭において医師と相談のうえ、適切な処置をとられますようお願いいたします。

また、インフルエンザと判断された場合、体温測定等の健康観察を行っていただき、「インフルエンザ経過報告書(裏面)」を保護者が記入し、再登校の際に学校へご提出いただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

【インフルエンザ発症から再登校まで】

- ①インフルエンザ発症
- ②医療機関受診(インフルエンザ診断)
- ③学校へ電話で「受診結果・再登校予定日」等を報告
- ④「インフルエンザによる出席停止報告書」を学校HP(または学校)から受け取り、記入
- ⑤発症からの経過を記入して頂き、再登校の際に提出

※学校保健安全法では出席停止の期間を次のように定めております。

	感 染 症 名	出 席 停 止 の 期 間
第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	軽快した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等が感染の恐れがなくなつたと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等が感染の恐れがなくなつたと認めるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医等が感染の恐れがなくなつたと認めるまで

学校長 様

インフルエンザ 感染症経過報告書

次のとおり、出席停止期間中の体調について報告いたします。（太枠内へのご記入をお願いいたします。）

生徒氏名	
出席停止理由	インフルエンザ()型
出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受診医療機関	(受診日 月 日)
発症日(症状が始まった日)	令和 年 月 日

出席停止期間中の体温の記録

○発症日や毎日の体温を太枠内に記入してください。
※インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と
なっています。表を目安に、病院受診時に医師と相談・確認して下さい。
※発熱等、インフルエンザ様症状が始まった日を発症0日目とします。

		※発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目	発症 9日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症 4日目	発症 5日目	登校 可能			
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症 5日目	登校 可能			
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能			
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
体 温	月/ 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	午前一番高い熱	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	午後一番高い熱	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

令和 年 月 日
保護者氏名



*季節性インフルエンザについては、出席停止期間後、再登校する際の医療機関が発行する「治癒証明書」の提出は不要です。ただし、それに代わるものとして、保護者による「経過報告書（医療機関への受診や証明書の発行を伴わない、本様式）」を提出していただくことをお願いしています。
*登校の際は、必ず学校にご連絡いただけますようお願いいたします。